

1. 妊娠したら

母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠初期からのお母さんとお子さんの成長の記録です。健康診査、保健指導、予防接種を受ける時には必ず持参しましょう。保護者記入欄も記入しておきましょう。

妊婦一般健康診査受診票(14回分)

県内の医療機関で使用し、受診票に記載された検査にかかる費用を助成します。妊婦健診を受ける際に、医療機関へ提出してください。(妊娠届出時の妊娠週数によっては、枚数が異なります。)

受診票は、母子健康手帳交付時と妊娠中期(妊娠6~7か月頃)の2回に分けて交付します。事前に電話連絡の上、24週までに遠野市助産院へ来所ください。

妊娠週数	健診の頻度
妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24~35週まで	2週間に1回
妊娠36週以降	1週間に1回

多胎妊娠で妊婦健診の回数が14回を超えた場合、償還払い[※]により1回につき5,000円を上限に5回までの費用を助成します。

※償還払い=医療機関窓口で自己負担額を全額支払い、後日保健医療課へ申請し払い戻しを受けます。

【県外で里帰り出産をする場合】

県外で受診を希望される方は、事前に遠野市助産院にご相談ください。

【遠野市から転出した場合】

遠野市から転出した場合は、受診票を使用することができません。転出先の市区町村担当窓口を受診票を持参し、ご相談ください。

妊婦歯科健康診査受診票

妊娠届出後に、受診票を郵送します。妊娠中はむし歯や歯周病になりやすく、女性の一生の中で歯科疾患のリスクが高まる時期です。歯周病は早産のリスクを高め、低出生体重児を出産する可能性があります。受診票が届いたら、市内の歯科医療機関に予約して歯科健診を受けましょう。妊娠中は歯科健診を無料で受けることができます。

※妊婦歯科健康診査受診票は市外の歯科医療機関では使用できません。市内歯科医療機関一覧は22ページにありますので、ご確認ください。

問い合わせ

遠野市助産院 ☎62-1103 / 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

出産・子育て応援ギフト

全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につながる歩走型の相談支援を行います。妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対して、「出産・子育て応援ギフト」を支給します。

【対象者及び支給額】

- ・妊娠の届出をした妊婦（出産応援ギフト）…妊娠1回につき5万円相当
 - ・出生した児童を養育する方（子育て応援ギフト）…児童1人につき5万円相当
- ※申請時点で遠野市内に住所があること。

【必要な持ち物】

受取口座を確認できる書類の写し。本人確認書類の写し。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード表面
- ・健康保険証等

問い合わせ・申請先 保健医療課母子安心係 ☎68-3186

出産育児一時金

妊娠4か月以上の方が出産したときは、出産育児一時金（50万円）が支給されます。

あらかじめ多額の出産費用を準備しなくても、出産前に医療機関で手続きすることで、産婦が加入している健康保険から出産した医療機関へ直接出産育児一時金が支払われます（直接支払制度）。

直接支払制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額より少ない場合、健康保険へ申請が必要です。産婦が社会保険の被保険者又は被扶養者の場合は、会社を通じて申請してください。国民健康保険に加入している場合は、必要書類を確認のうえ、市民課又は宮守総合支所窓口へ申請してください。

問い合わせ・申請先

市民課国保年金係 ☎62-2111(内線144・145) / 宮守総合支所 ☎67-2111

妊産婦医療費受給者証 ◎あなたの申請できる月は 月からです。

出産予定日から起算して168日前（およそ妊娠5か月又は16週）に属する月の初日から出産日の属する月の翌月末日までの期間、保険診療によってかかった医療費（一部負担金）を助成します。妊婦が生活保護を受けている場合は申請不要です。

【必要な持ち物】

■母子健康手帳 ■健康保険証（妊婦） ■通帳（妊婦又は夫）

※市では、妊産婦医療費の受給に係る所得制限を撤廃していますが、助成額等の決定のために、妊婦及び夫（配偶者）の所得状況を確認します。

※転入により市で所得の確認ができない方は、下表に記載している**所得課税扶養証明書（妊婦及び夫（配偶者）分）**を前住所在地で申請し提出してください。

所得課税扶養証明書の提出が必要な方	受給者証の申請月	証明書の年度
令和5年1月1日時点で市外に住所があった方	令和6年7月まで	令和5年度（令和4年中の所得） ※令和5年1月1日時点の住所地で申請
令和6年1月1日時点で市外に住所があった方	令和6年8月から令和7年7月まで	令和6年度（令和5年中の所得） ※令和6年1月1日時点の住所地で申請

【遠野市から転出した場合】

転出日以降は、市が交付した受給者証は使用できません。手元にある受給者証は、必ず返却してください。（郵送可）

※転出先での同様の制度について、あらかじめ制度の有無や必要書類の確認をお勧めします。

限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）

手術や入院の際、妊産婦医療費受給者証と併せて提示すると、高額療養費が発生した場合に自己負担額を超えた分の払い戻しの手続きを省略できる場合があります（被保険者等が住民税非課税の場合、入院時の食事代も軽減されます）。

妊婦が社会保険の被保険者又は被扶養者となっている場合は、会社又は各健康保険の保険者へ申請してください。国民健康保険に加入している場合は、必要書類を確認のうえ、市民課又は宮守総合支所窓口へ申請してください。

※妊産婦医療費受給者証の交付時に、認定証をお持ちが確認することがあります。

※認定証は妊娠期以外にも使用することができます。

問い合わせ・申請先

市民課 給付係 ☎62-2111（内線146・147）
市民課 国保年金係 ☎62-2111（内線144・145）
宮守総合支所 ☎67-2111